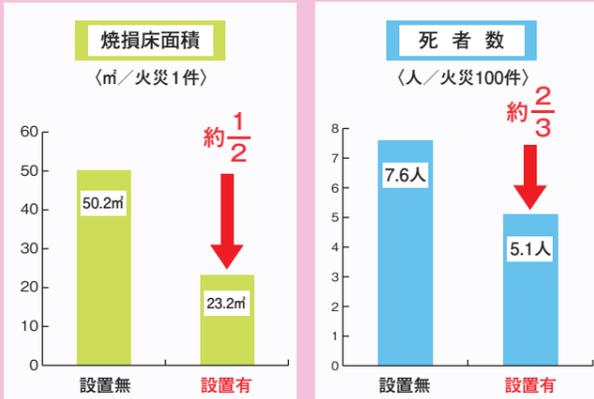


火災警報器、被害軽減に一役 焼損床面積も死者数も減少!!



住宅火災1件当たりの焼損床面積 住宅火災100件当たりの死者数

消防庁の調査によると、平成20年から平成22年までの3年間に発生した住宅火災をもとに火災警報器の効果进行分析したところ、火災警報器が設置されている場合は設置されていない場合に比べて、焼損床面積は約2分の1に、死者数は約3分の2に減少しており、火災警報器の効果が証明されています。

◆住宅火災による死者 就寝時間帯に集中

なぜ寝室や階段上端(※右)設置例(参照)にも火災警報器が必要なのでしょうか。

住宅火災による死者の発生状況を見ると、**逃げ遅れ**が最も多く、全体の約6割を占めています。その最大の原因は、**発見の遅れ**によるもので、火災の発生に気付きにくい就寝時間帯に集中しています。また、煙の流れは火よりも速く、階段や吹き抜けなど縦方向の区画から上階へ広がり、建物全体に充満していきます。

そのため、就寝中でも火災の発生を

◆高齢者世帯への設置促進が大きな課題

住宅火災による死者を年齢別にみると、**65歳以上の高齢者**が約7割を占めており、近年の高齢化の進展とともに増加傾向にあります。

しかし、アンケートでは、高齢者世帯における火災警報器の未設置が多くみられました。その要因として、身体的に高所への取り付けが困難である

◆安心・安全の街づくりに向けて

市消防本部では、火災警報器の設置率100%をめざし、街頭での呼び掛けやチラシ配布など、さまざまな活動を行っています。まだまだ多くの課題が残されています。

火災警報器を設置されていない世帯は、今すぐ設置してください。また、すでに設置済みの世帯についても、**定められた全ての箇所**に正しく設置できているか、もう一度確認してください。

まわりの高齢者世帯にも気を配っていただき、積極的な声掛けや取り付けサポートなど、できる範囲での手助けをお願いします。

火災警報器の設置率を向上させるためには、市民の皆さんの協力なくして実現することはできません。安心・安全の街づくりに向けて、火災警報器の設置促進にご理解をよろしくお願ひします。

大きな警報音で知らせるように、感知の早い煙式の火災警報器を寝室や階段上端にも設置するように規定されています。

◆京丹後市の設置率79.0%

市消防本部では、住宅用火災警報器(以下「火災警報器」という。)の普及啓発および設置促進に役立てるために、定期的にアンケートを行い、市内の住宅における火災警報器の設置状況を把握・分析しています。

消防庁がまとめた調査結果によると、平成26年6月1日時点での設置率は、全国平均79.6%、京都府83.9%、京丹後市79.0%でした。(消防庁が示した全国統一の新調査方法による。従前の調査方法(街頭アンケート)では、86.1%)

◆定められた全ての箇所に設置していますか?

市火災予防条例では、火災警報器の設置場所について、**寝室・階段上端(寝室が2階以上にある場合)・台所に煙式の感知器を設置しなければなりません。**

しかし、アンケートでは、「台所だけで、寝室などには設置していない。」という世帯も少なからず見受けられました。

このことから、**火災警報器は設置しているが、定められた全ての箇所に正しく設置できていない世帯がある**という現状が明らかになりました。

ことや、防火・防災に対する関心が薄いことなどが挙げられました。本市でも、高齢者世帯への火災警報器の設置促進が大きな課題であるといえます。



署員とともに火災警報器の設置促進を呼び掛けるブレンダ・ホープリーさん

◆秋季火災予防運動 1日女性消防官を委嘱

昨年11月11日、秋季火災予防運動(11月9日~15日)の実施にあわせて、南アフリカ出身で市内在住のブレンダ・ホープリーさん(市国際交流協会)を1日女性消防官として委嘱し、市内保育所での防火教室、ショッピングセンターの防火査察や街頭広報など、さまざまな活動を行いました。

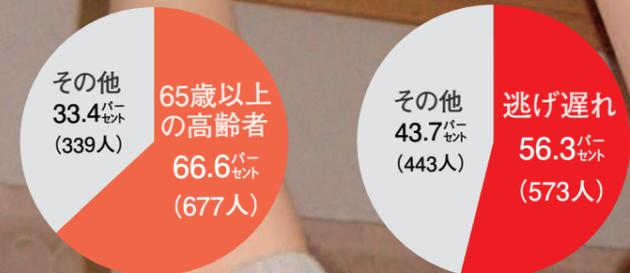
街頭では、署員とともに、笑顔で火災警報器の設置を呼び掛けました。買い物客が、ブレンダさんの呼び掛けに熱心に聞き入る場面もみられ、火災警報器の設置促進に一役買っていたきました。

お問い合わせ先 市消防本部 (☎62-0119) ホームページもご覧ください。 http://www.city.kyotango.lg.jp/kcfd/

寝室・階段上端にも

住宅用火災警報器

を設置しましょう!



住宅火災による死者のうち65歳以上の高齢者の割合 住宅火災による死者のうち逃げ遅れが原因の割合

※総務省「平成25年版消防白書」より

消防の広場

119

火事・救急・救助

ついでですか
住宅用火災警報器
月に一度は作動点検

~市火災予防条例で規定する火災警報器の設置例~



京丹後市消防本部予防課 ☎(0772)62-5119

※子ども部屋なども、就寝に使用する場合は火災警報器が必要です!